資料2

一般競争入札・総合評価落札方式
及び技術提案・交渉方式の
実施状況と改善方策の検討

総合評価落札方式の変遷と
これまでのシステム部会における議論

総合評価落札方式の変遷

国土交通省

○総合評価落札方式は、適用対象の拡大に伴い、手続きの簡素化や細分化を進めてきた。
○加算点の配点については、導入当初から累次見直しを実施し、平成22年から現在の運用を継続。

	標準ガイドライン（H12）	新通達(H14)	品確法（H17）契機	緊急公共工事品質確保対策（H18）契機	運用ガイドライン（H22）	現行
高度技術提案型	必須評価項目（総合評価管理費計上） 必須評価項目以外（管理費非計上）	必須評価項目（総合評価管理費計上） 必須評価項目以外（管理費非計上） 必須項目を評価する場合	10～50点	30点（施工体制） 10～70点（加算点） ※施工体制なしは50点まで	30点（施工体制） ～70点（技術提案） ※施工体制なしは50点まで	A型
標準Ⅰ型			10～50点	30点（施工体制） 10～70点（加算点） ※施工体制なしは50点まで	30点（施工体制） 60～70点（加算点合計） ※施工体制なしは50点まで 40～50点（技術提案） 20点（施工能力等）	S型
標準Ⅱ型		10点 必須項目以外のみ評価する場合			30点（施工体制） 50～60点（加算点合計） ※施工体制なしは50点まで 20～30点（技術提案） 25～35点（施工能力等）	Ⅰ型
簡易型			10～30点	30点（施工体制） 10～50点（加算点） ※施工体制なしは30点まで	30点（施工体制） 30～40点（加算点合計） ※施工体制なしは30点まで 5～10点（施工計画） 20～35点（施工能力等）	Ⅱ型

現状の整理

R5.3.28_建設生産・管理システム部会資料を一部改変

【現状の発注形式の傾向】

○総合評価落札方式以外にも、災害時の随意契約や、技術提案・交渉方式などが導入されている。
○総合評価による発注形式としては、施工能力評価Ⅱ型が全体の約8割（件数ベース）を占める。
○技術提案評価A型は近年ほとんど選択されておらず、代わりに技術提案・交渉方式が増加傾向。

【入札価格と工事成績の全体的な傾向】

○低入札調査基準価格の導入により、ダンピングは生じにくい環境。
○工事成績評定点は高止まり傾向にあり、粗悪工事の発生は傾向として認められない。

【技術点と入札価格の関係】

○施工能力評価Ⅰ型、Ⅱ型、技術提案S型においては、最高得点者が最低価格で落札しているケースが多数。特に、一般土木等でこの傾向が顕著。
○逆に、S型（WTO）案件では、最高評価者と最低価格入札者は別の者になる傾向あり。

【課題】

○**特に技術提案や施工計画内容を積算した結果としての入札価格になっておらず、入札価格設定用の積算作業となっている。すなわち、総合評価の本来の目的であるVFM（Value for Money）の考え方と、現状が乖離している。**

検討の方向性

R5.3.28_建設生産・管理システム部会資料を一部改変

見直し

施工能力を評価する ⇔ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する

	施工能力評価型		技術提案評価型			
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	求めない（実績で評価）	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法		可・不可の二段階で審査	点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施（施工計画の代替することも可）	WTO対象工事は必須、それ以外は必要に応じて実施	必須		
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施※	競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討			
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	AⅢ型	AⅡ型	AⅠ型

工事の実情に応じた各種の試行を推進し、一般競争・総合評価落札方式によらない発注を増加
⇒競争性を確保した随意契約、指名競争方式 等

高い技術力を持つ企業・提案を適切に評価する方策の検討
⇒技術提案テーマの設定
⇒標準点と技術評価点の分析

技術提案・交渉方式の活用拡大

本日検討結果・方向性を報告、議論

※併せて、DX・データマネジメントの推進による入札契約手続きの効率化を実施。

総合評価落札方式の制度検討・改善の方向性（本日の議論の前提）

国土交通省

○総合評価落札方式のうち、現行の技術提案評価型については、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用し、工事品質の向上につなげることを目的。

○技術提案評価型の実施件数が蓄積され、受注者においても、提案の高度化を繰り替えす中で、次第に複数企業から類似の提案がなされるようになるケースも想定される。
その場合、それら一般化した提案については仕様として標準化(※)を志向する一方で、更に、より高い工事品質の確保に資する技術提案テーマを設定することが重要。

○改正品確法の趣旨に基づき「総合的に価値の最も高い資材等」の採用についても、技術提案において競争参加者の創意工夫を求めていくことが有効と考えられる。
その際、技術ダンピングやオーバースペック提案に繋がらないような対応も必要。

※技術提案内容は、受注者の知的財産に該当することに留意が必要。

基礎的データの整理（令和4年度実績）と分析

総合評価落札方式の適用状況

- 国土交通省の公共工事発注に占める総合評価落札方式の件数割合は、平成19年度以降、97%以上で推移している。
- 総合評価落札方式の件数シェアは、施工能力評価型が9割以上、中でもⅡ型が約8割を占める。

【 実施件数（平成17年度～令和４年度）】

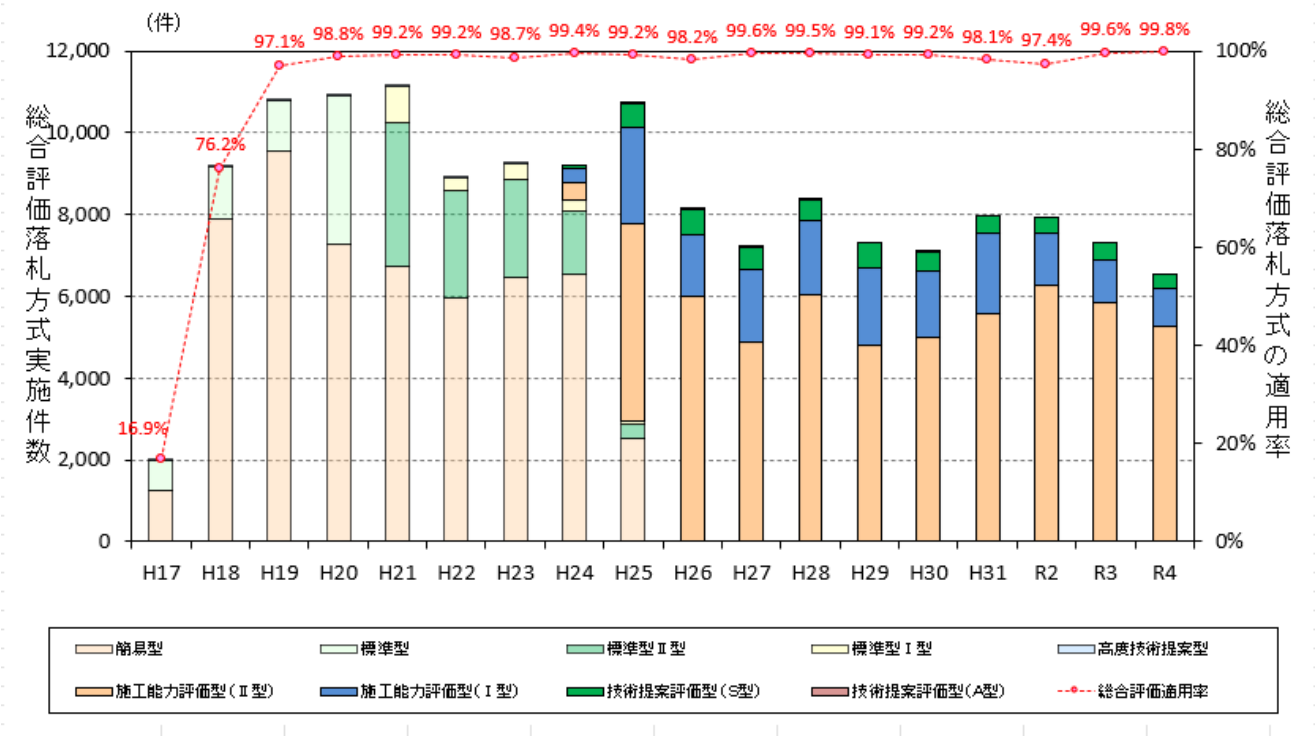

【 件数シェア（令和４年度）】

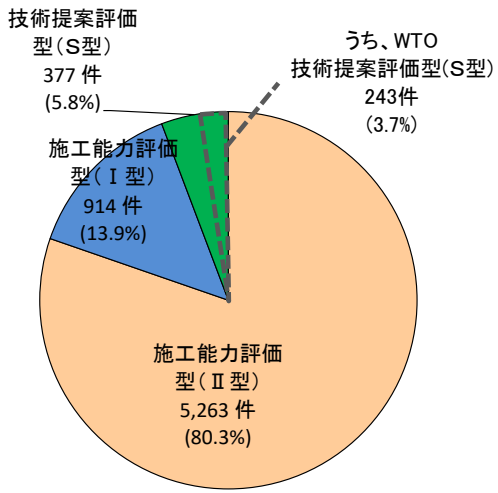

注1）8地方整備局の工事を対象 （港湾・空港関係工事を含む）
注2）適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価落札方式実施件数の割合
注3）令和4年度は上記の他、価格競争、随意契約等による総合評価方式以外の工事14件の契約を締結

技術提案評価型（A型）の実施状況

国土交通省

○品確法成立（平成17年3月）：総合評価落札方式・高度技術提案型※ ⇒ 技術提案評価A型（設計・施工一括方式）
○品確法改正（平成26年6月）：技術提案の審査及び価格等の交渉による方式 ⇒ 技術提案・交渉方式
⇒ 手続の長さ、不慣れ、契約後の条件変更リスク等を背景に、技術提案評価A型の件数は減少傾向

※現在は技術提案評価型（A型）に変更

技術提案評価A型、技術提案・交渉方式等の実施件数の推移

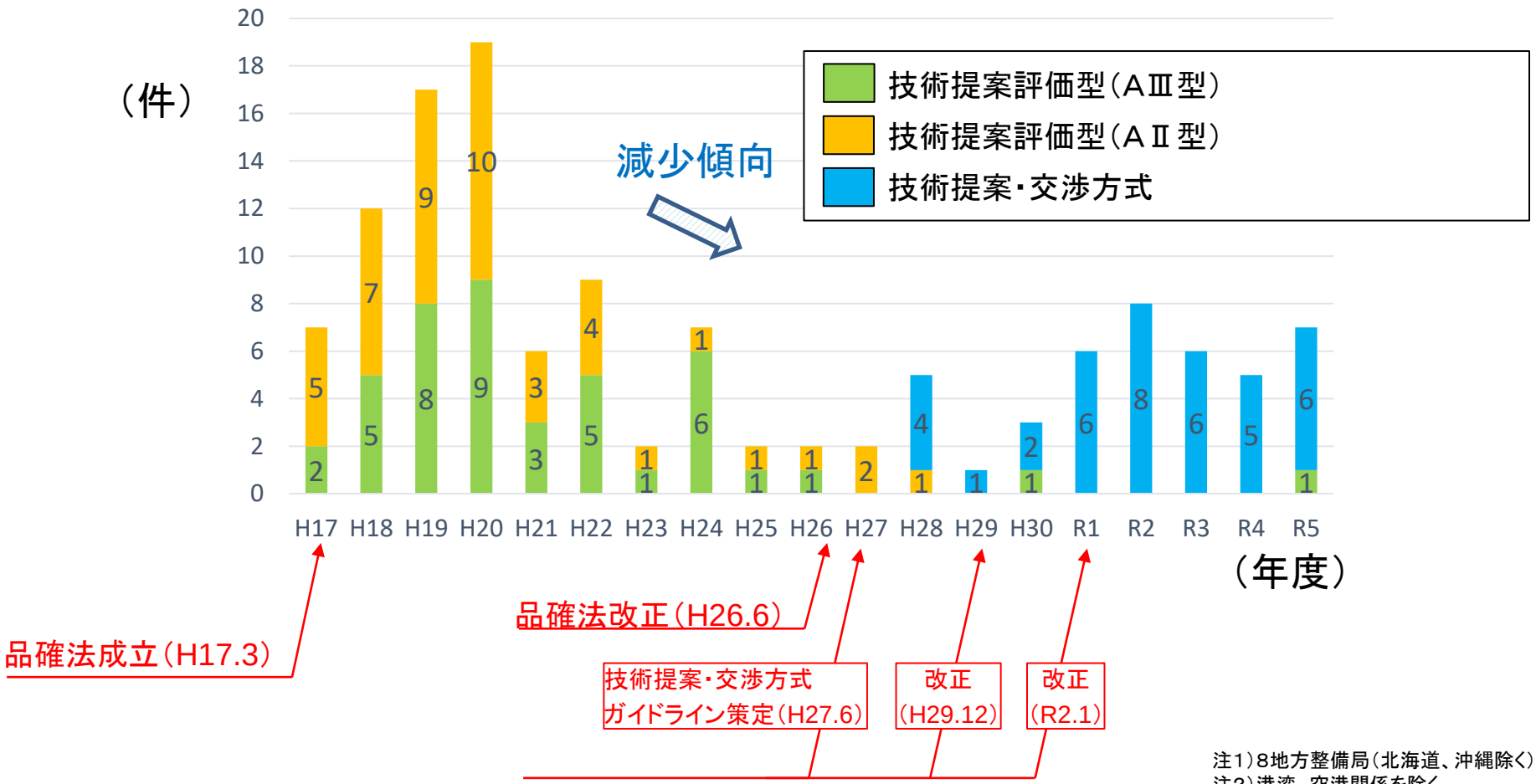

注1）8地方整備局（北海道、沖縄除く）
注2）港湾、空港関係を除く

技術評価点の得点率と工事成績の関係

国土交通省

○「入札時の技術評価点」と「過去5ヵ年の工事成績の平均」の関係性は、技術評価点得点率が高いほど工事成績が僅かに高まる傾向がある。

■技術評価点と品質（工事成績）の関係

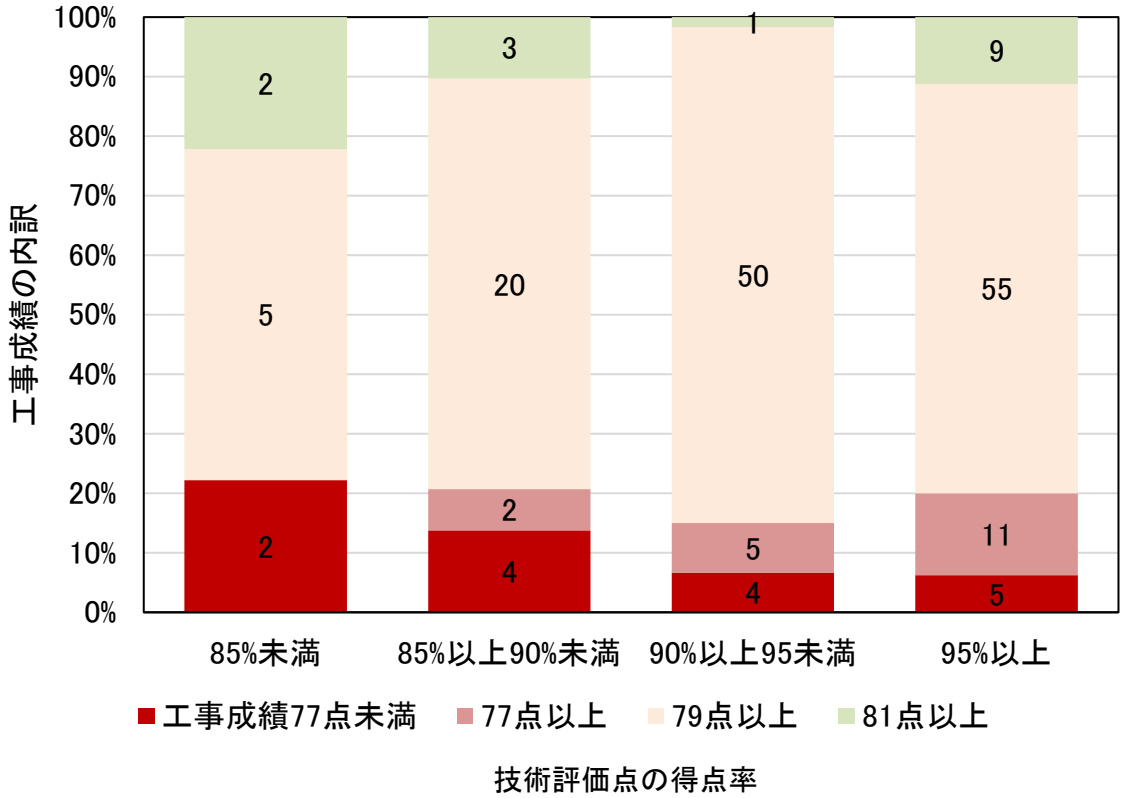

※H30～R4年度に契約を締結しR4年度に完成した技術提案評価型S型の適用工事（10地整、港湾・空港除く）356工事

①技術点差と技術提案テーマに関する分析

■分析対象工事

○ 発注件数の多い6工種（ 鋼橋上部、橋梁下部、PC、道路改良、トンネル、築堤・護岸 ）
かつ予定価格内入札参加者が5者以上の工事

※ R2～R4年度に10地方整備局等（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）が発注した技術提案評価型（S型）適用工事のうち、技術提案テーマ、評価結果の詳細情報が得られた618件（989テーマ）を母集団として分析

■技術提案テーマの点差の有無の定義

評価点1位が1者のみ（1位と2位の点差有り）⇒「点差有」　評価点1位が複数社（1位と2位の点差無し）⇒「点差無」

■技術提案テーマの点差の有無に関する分析

分析Ⅰ：技術提案テーマの対象の絞り方と技術点差
分析Ⅱ：技術提案テーマの設定頻度と技術点差

（分析Ⅰ：技術提案テーマの対象の絞り方）

明確
↑技術提案テーマの対象↓
不明確

① テーマの対象（部位・工程）・条件の複数指定あり：下記(A)～(C)に2つ以上該当する技術提案テーマ

② テーマの対象（部位・工程）・条件の指定あり：下記(A)～(C)に1つ以上該当する技術提案テーマ

A) 部位指定：提案範囲となる具体的な部位を示して技術提案テーマを設定
例）セグメント継手部の止水対策、鋼橋における現場継手部及び支点部の耐久性向上対策

B) 工程指定：提案範囲となる具体的な作業工程を示して技術提案テーマを設定
例）鋼管矢板基礎施工時の現場溶接継手に係わる具体的な施工計画、上部工架設時の桁移動時の安全確保

C) 現場条件：現場条件を踏まえた技術提案テーマを設定
例）上部工架設時の近接構造物の接触防止に関わる具体的な施工計画
狭隘なヤードでの桁地組時の効率化に係わる具体的な施工計画

③ テーマの対象（部位・工程）・条件の指定なし：上記(A)～(C)に該当しない技術提案テーマを設定
例）コンクリートのひび割れ抑制に係わる具体的な提案、回転鋼管杭の品質向上対策

技術提案テーマの設定頻度と評価点

分析Ⅱ：技術提案テーマの設定頻度と技術点差

技術提案テーマを以下の内容で3分類し、点差を確認、仮説の妥当性を検証する

① 1回 ：R2～4年度の3ヵ年で同一表現により求められた技術提案テーマが無く、初めて設定された技術提案テーマ

② 2～4回：R2～4年度の3ヵ年で同一表現により2～4回繰り返し設定された技術提案テーマ

③ 5回～：R2～4年度の3ヵ年で同一表現により5回以上繰り返し設定された技術提案テーマ

■分析Ⅱ結果

○ 点差有の割合は、「 1回 」35.5%、「 2～4回 」28.1%、「 5回以上 」9.3%
技術提案テーマの設定頻度の低い方が点差が付きやすい傾向が見られる

○独立性の検定においても、設定頻度による点差の有無は有意差がある

【技術提案テーマの設定頻度と点差状況の関係性（6工種計）】

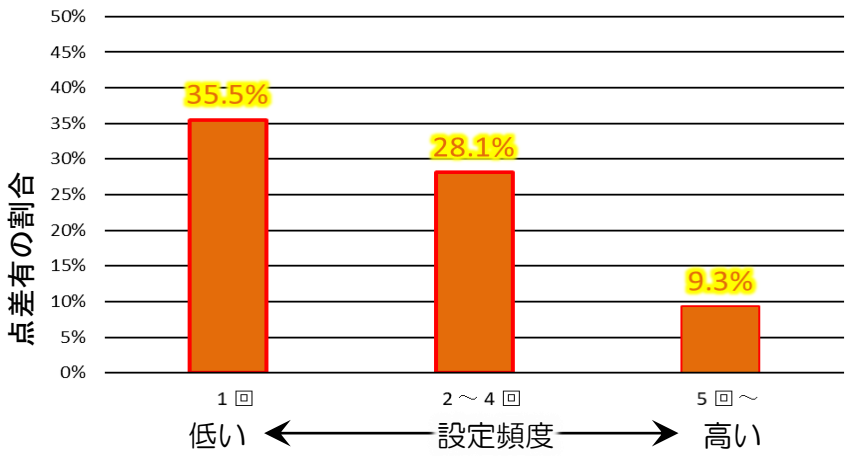

		10地整等			
			点差有	点差無	点差有の割合
6工種計	分析対象テーマ数	632	183	449	29.0 %
	1 回	262	93	169	35.5 %
	2 ～ 4 回	295	83	212	28.1 %
	5 回 ～	75	7	68	9.3 %

（カイ二乗検定による独立性の検定結果）
テーマの設定頻度（1回／2～4回／5回～）と点差有・点差無 $p < 0.01$

※ P15と同条件で抽出した367件（632テーマ）を母集団として分析

技術提案テーマの明確さと評価点

■分析Ⅰ結果（技術提案テーマの対象の絞り方と技術点差）

○ 点差有の割合は、「① 対象・条件の複数指定あり」42.1%、「② 対象・条件の指定あり」35.3%、「③ 対象・条件の指定なし」26.3%
技術提案テーマの対象を明確にした方が点差が付きやすい傾向が見られる
○ 対象・条件の指定方法では、「部位指定」が43.8%と点差有の割合が最も高い
○独立性の検定においても、対象・条件の指定の有無、部位指定の有無は有意差がある

【技術提案テーマの明確度合いと点差状況の関係性（6工種計）】

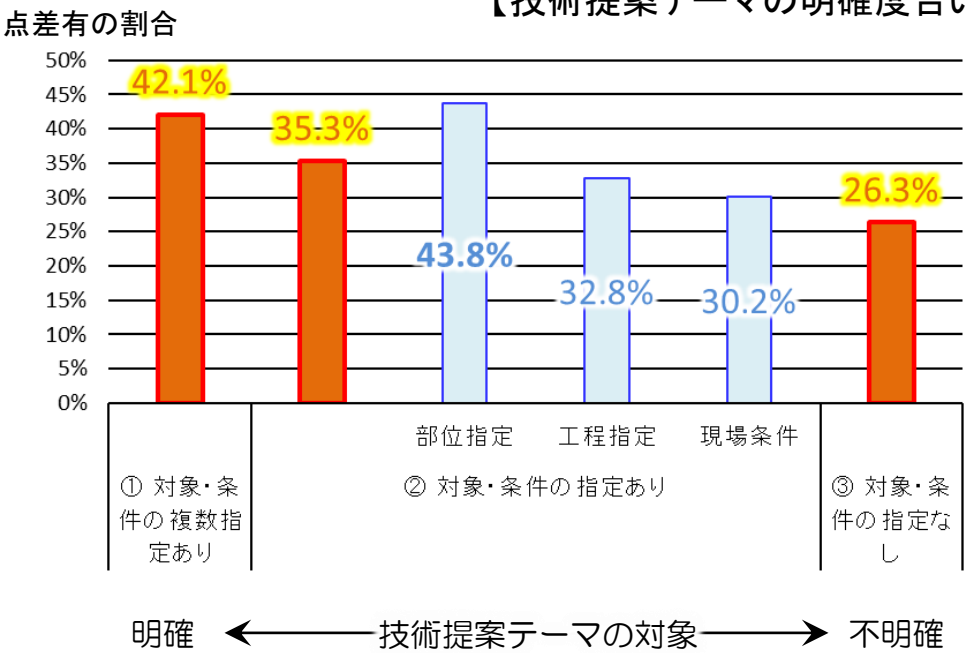

			10地整等		
			点差有	点差無	点差有の割合
6工種計	分析対象テーマ数	632	183	449	29.0 %
	① 対象・条件の複数指定あり	19	8	11	42.1 %
	② 対象・条件の指定あり	184	65	119	35.3 %
	部位指定	80	35	45	43.8 %
	工程指定	61	20	41	32.8 %
	現場条件	63	19	44	30.2 %
	③ 対象・条件の指定なし	448	118	330	26.3 %

（カイ二乗検定による独立性の検定結果）
- 対象・条件の指定の有無と点差有・点差無　$p < 0.05$
- 部位指定の有無と点差有・点差無　$p < 0.01$

※ R2～R4年度に10地方整備局等（北海道、沖縄を含む）が発注した技術提案評価型（S型）適用工事のうち、以下の条件を満たす367件（632テーマ）を母集団として分析
・技術提案テーマ、評価結果の詳細情報が得られたテーマ
・技術提案評価型（S型）の適用件数が多い6工種で設定されたテーマ【鋼橋上部、橋梁下部、PC、道路改良、トンネル、築堤・護岸】
・予定価格内入札者数が5者以上の工事で設定されたテーマ

品質向上等に資する技術提案テーマ設定の好事例

国土交通省

○各地方整備局等に対し、工事品質の向上に寄与したテーマの好事例を聴取。
○各現場の課題等に応じ、技術提案テーマを設定することで、品質向上等につながる

トンネルの掘削時の安定確保

■課題

トンネル終点側坑口部DⅢパターン（低土被りの支保パターン）において、設計では全断面早期閉合となっているため、掘削時の安定確保等が必要

■技術提案テーマ

- 終点側坑口付近掘削時の安定確保を図るための工夫について
- 坑内変位抑制に関する工夫について

■採用した技術提案による結果

技術提案を用いて施工したDⅢパターン（低土被りの支保パターン）は、内空変位・天端沈下ともに数値が低い結果となっており、変位抑制され安全性や品質向上が図られた

計測結果一覧表

計測箇所	支保パターン	内空変位 1 上部 左上斜測線	内空変位 2 上部 右上斜測線	内空変位 3 上部 水平測線	内空変位 4 下部 水平測線	天端沈下
管理レベル値	DⅢ-2-AK	管理レベルⅠ 100mm 管理レベルⅡ 150mm 管理レベルⅢ 200mm				管理レベルⅠ 50mm 管理レベルⅡ 75mm 管理レベルⅢ 100mm
No. 748 - 29.9	DⅢ-2-AK	-2.6	0.6	3.4	-3.7	-10.7
No. 748 - 19.9	DⅢ-2-AK	-0.4	-4.3	-2.2	-1.2	-4.4
No. 748 - 9.9	DⅢ-2-AK	-0.5	1.1	-5.8	10.8	-11.1
No. 747 - 99.9	DⅢ-2-AK	-1.1	-0.4	-3.2	0.2	-23.7
No. 747 - 89.9	DⅢ-2-AK	-2.9	-3.8	-5.8	-4.4	-30.7
No. 747 - 79.9	DⅢ-2-AK	0.9	-2.9	7.1	2.9	-50.7
No. 747 - 69.9	DⅢ-2-AK	0.4	-8.7	3.8	2.1	-48.5
No. 747 - 59.9	DⅢ-2-AK	5.1	-7.9	12.5	4.2	-54.4
No. 747 - 49.9	DⅢ-2-AK	-12.8	-3.4	10.3	1.8	-48.0
	平均値	-1.5	-3.3	3.6	1.4	-33.7
管理レベル値	DⅠ	管理レベルⅠ 75mm 管理レベルⅡ 117mm 管理レベルⅢ 156mm				管理レベルⅠ 39mm 管理レベルⅡ 59mm 管理レベルⅢ 78mm
No. 147 - 49.0	DⅠ	-6.0	-7.1	-0.2	-5.5	-42.2
No. 147 - 39.0	DⅠ	-2.9	-12.6	-8.9	-3.4	-36.8
No. 147 - 0.0	DⅠ	-12.4	-6.7	-13.5	-2.4	-37.0
No. 146 - 69.0	DⅠ	-5.8	-7.4	-10.9	-19.8	-48.8
No. 146 - 59.0	DⅠ	-21.3	-13.9	-34.7	-3.5	-43.1
No. 146 - 49.0	DⅠ	-6.7	-8.9	-12.6	-16.5	-44.9
No. 146 - 29.0	DⅠ	-5.7	-11.3	-12.3	-6.7	-28.2
No. 146 - 0.0	DⅠ	-10.2	-5.0	-13.5	-6.9	-22.6
	平均値	-9.4	-9.1	-13.3	-8.1	-40.5

内空変位・天端沈下量平均値 比較表

	内空変位	天端沈下
DⅢ	3.6	-33.7
DⅠ	-13.3	-40.5

DⅠと比較してDⅢのほうが変位抑制されている
（マイナス方向に数値が多くなるほど変位量が大きい）

沿岸沿いの鋼橋の品質確保

■課題

海岸沿いの鋼橋で、塩分飛来による現場継手部の劣化が発生しないよう、現場施工時に配慮・実施出来る技術を求めたい

■技術提案テーマ

- 鋼箱桁橋の現場継手部における品質確保のための施工上の工夫とその効果

■採用した技術提案による結果

技術提案により現場継手部 （外面・内面・高力ボルト部）の防食耐久性の向上が図られた

現場継手部の腐食事例

落札率・入札率の状況

- 入札率の分布は調査基準価格付近で多く、落札者の平均入札率は令和4年度に93.5%
- 非落札者の入札率は94.9%であり、平成30年からの微減傾向がR4から上昇に転じている。
- 調査基準価格の導入等の対策により、ダンピングの問題は生じていない。

【 令和４年度 】

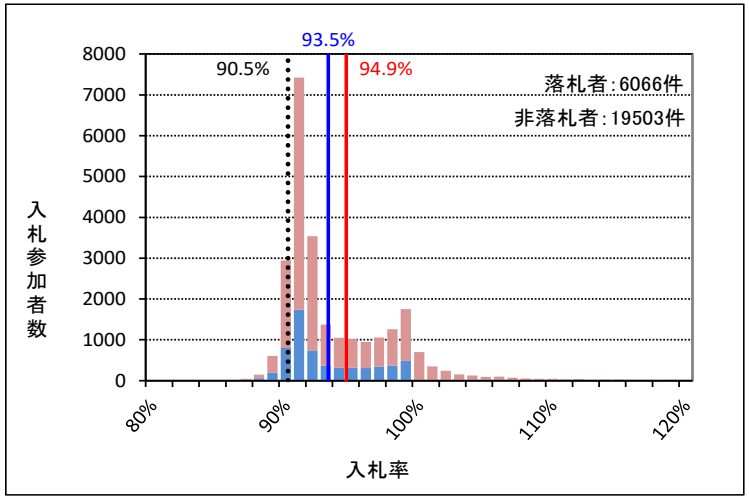

【 平均入札率の経年変化 】

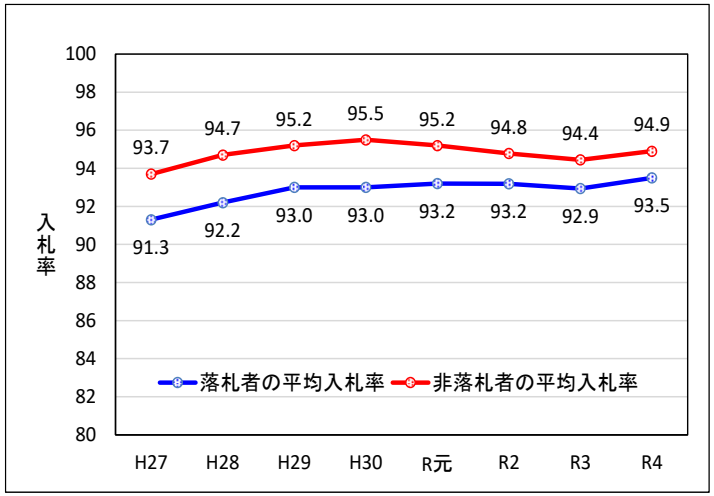

〔凡例〕

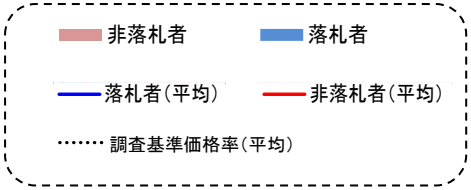

注1）8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象
・港湾・空港関係工事　・価格競争
・調査基準価格が設定されていない工事
注2）入札参加者数は、競争参加者数から無効・辞退等を除く。
注3）「調査基準価格率」とは、調査基準価格を予定価格で除して算出した数値

【 平成30年度 】

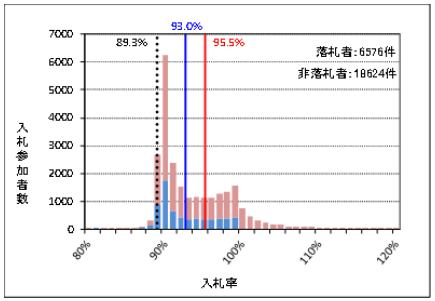

【令和元年度 】

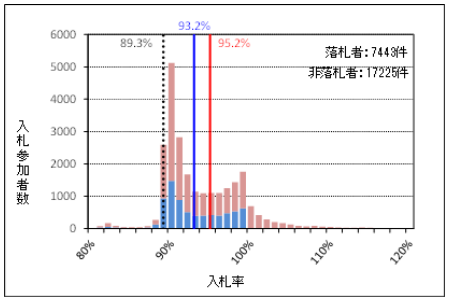

【 令和２年度 】

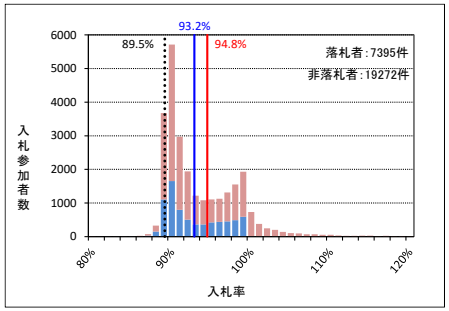

【 令和３年度 】

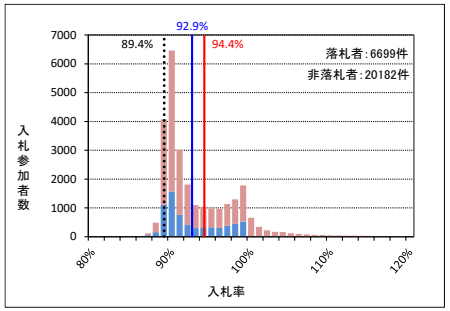

技術評価点の得点状況

技術提案評価型Ｓ型の技術評価点の推移

■ 技術提案評価型S型においては、落札者と非落札者の技術点差はそれほどついていない。

【 技術評価点の得点率　Ｓ型全体 】

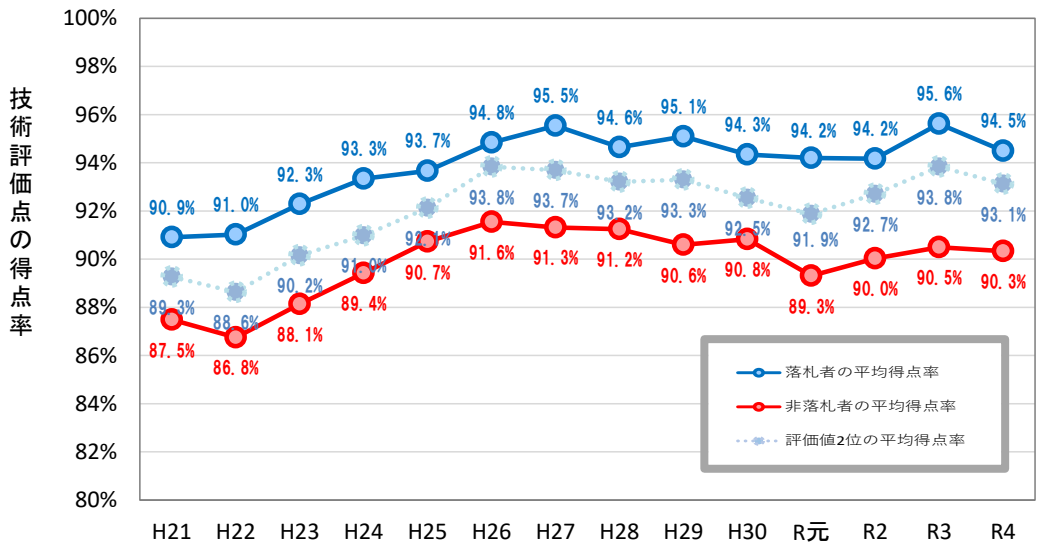

【 技術評価点の得点率　Ｓ型（ＷＴＯ） 】

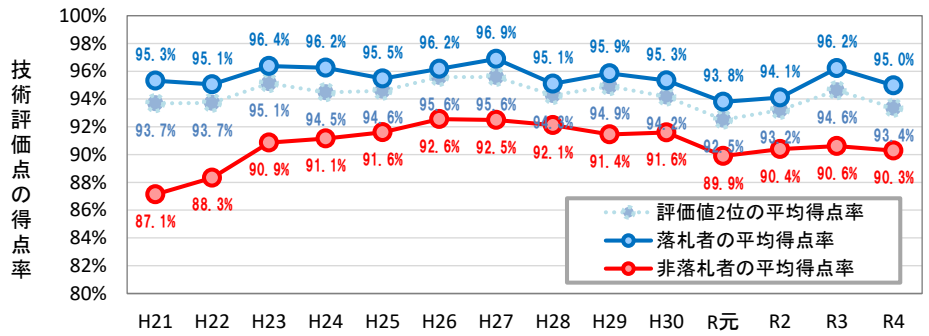

【 技術評価点の得点率　Ｓ型（ＷＴＯ対象外） 】

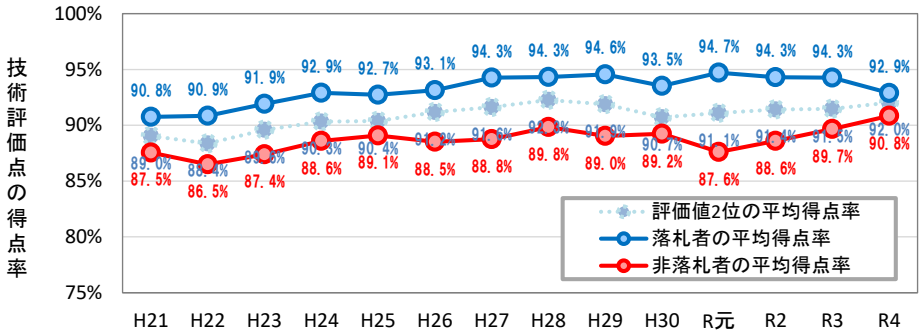

注）8地方整備局（港湾・空港関係工事を除く）の技術提案評価型S型（標準型含）工事を対象。
非落札者の平均得点率は予定価格内の入札者を対象に算出。

契約タイプ別の技術点と応札価格の関係

- 施工能力評価型、技術提案評価型（S型）における「落札者の内訳」は、最高得点かつ最低価格の者が落札する割合が高い。
- 一方で、WTO技術提案評価型（S型）では最低価格以外の者の落札が多い。

〔全タイプ〕
工事件数：6090件
平均工事規模(予定価格)：223百万円
平均入札参加者数：4.2者

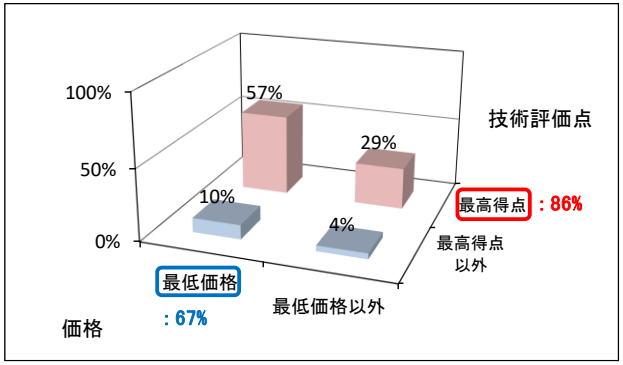

〔施工能力評価型（Ⅱ型）〕
工事件数：5178件
平均工事規模(予定価格)：157百万円
平均入札参加者数：4.0者

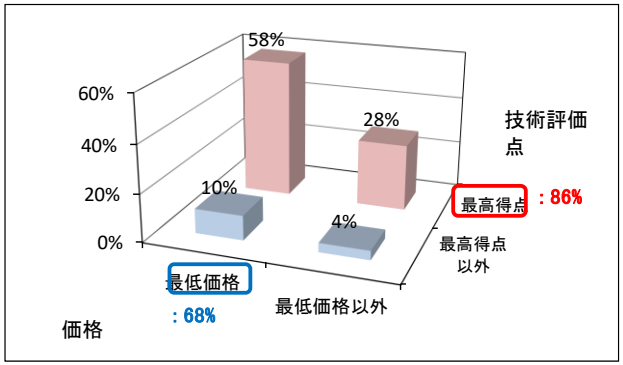

〔施工能力評価型（Ⅰ型）〕
工事件数：678件
平均工事規模(予定価格)：246百万円
平均入札参加者数：3.9者

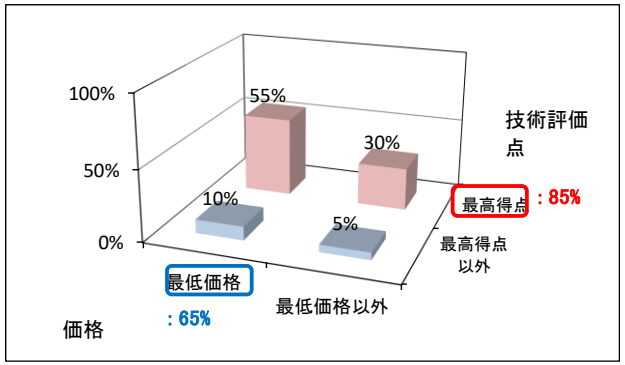

〔技術提案評価型（S型）〕
工事件数：52件
平均工事規模(予定価格)：378百万円
平均入札参加者数：4.5者

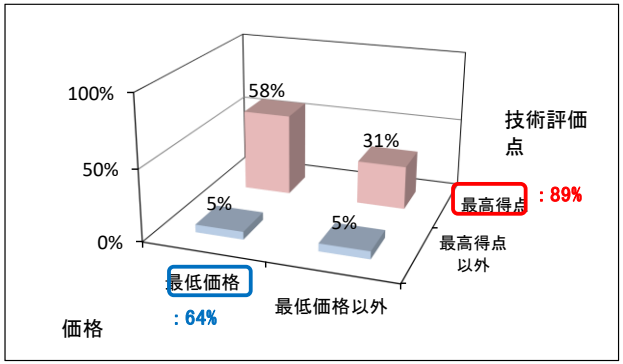

〔WTO技術提案評価型（S型）〕
工事件数：187件
平均工事規模(予定価格)：1929百万円
平均入札参加者数：9.7者

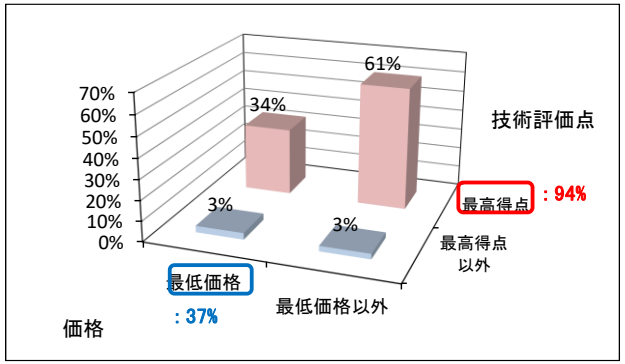

注1）8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象
・港湾・空港関係工事　・価格競争
注2）価格及び技術評価点の区分は、無効・辞退等及び予定価格超過者を除き判定。
注3）平均入札参加者数は、競争参加者数から無効・辞退等を除くが予定価格超過者は含む。
注4）平均工事規模は、予定価格（税込み）とする。

現状の整理

○技術提案評価型においては、技術点差がさほどついておらず、入札価格は調査基準価格付近に集中。

○過去に繰り返し設定されてきた技術提案テーマほど、技術点差がつかない傾向であり、競争参加者の技術提案が一定水準に収斂していると推察される。

⇒仕様として標準化できる部分については標準化を志向し、
技術提案テーマの設定としては＋αの部分を求めていくべきではないか。

○その結果として技術提案内容が多様化すれば、より工事品質の向上が期待されるとともに、評価上も技術点差がつくことにより、調査基準価格に対し一定程度余裕を持った入札を行うことで、より高度な提案も検討可能になるのではないか。

※ただし、技術点差がつくことが、受注者の応札行動に変化を生じさせるか否かは、検証が必要。

②低入札調査基準価格への入札価格の集中を抑制する方策

国土交通省

R5.3.28_建設生産・管理システム部会資料

○新たな評価項目を設定することにより、技術点差が一定程度拡大する傾向。

○一方で、品確法の理念に基づく適切な利潤の確保のためにも、優れた技術を持つ者は、最低価格付近でなくとも落札可能なよう、技術点と入札価格を一定程度連動させる仕組みが必要ではないか。

【視点】

○総合評価において、加算点（40～70点）に対し、標準点（100点）の割合が高いことから、技術評価点での得点差が希釈されているのではないか。

【分析】

○標準点、施工体制評価点、加算点を変えた場合の落札者の変動等を分析

$$評価値 = \frac{技術評価点}{入札価格}$$

【技術評価点の内訳】

標準点　100点	施工体制評価点 30点	加算点（40～70点） 総合評価の方式に応じて異なる

②低入札調査基準価格への入札価格の集中を抑制する方策

国土交通省

○標準点、加算点、施工体制評価点等を変えて、落札者や価格1位落札者等の変動を確認。
○落札者や価格1位落札者等に大きな変動はなかった

（対象：R3年度全国から発注された提案評価型（S型）262件）

■変動ケース

検討ケース	変化対象		技術提案評価型（S型） 技術評価点 標準点	加算点	施工体制評価点	合計
現 行			**100点**	**60点**	**30点**	**190点**
1	標準点（現行100点）	50点	**50点**	60点	30点	140点
2	加算点 現行60点 ×1.0倍	1.5倍	100点	**90点**	30点	220点
3		2.0倍	100点	**120点**	30点	250点
4	施工体制評価点（現行30点）	15点	100点	60点	**15点**	175点
5		0点	100点	60点	**0点**	160点

※加算点（現行）は全地整で60点で実施されている

■各ケースの落札者の変動割合

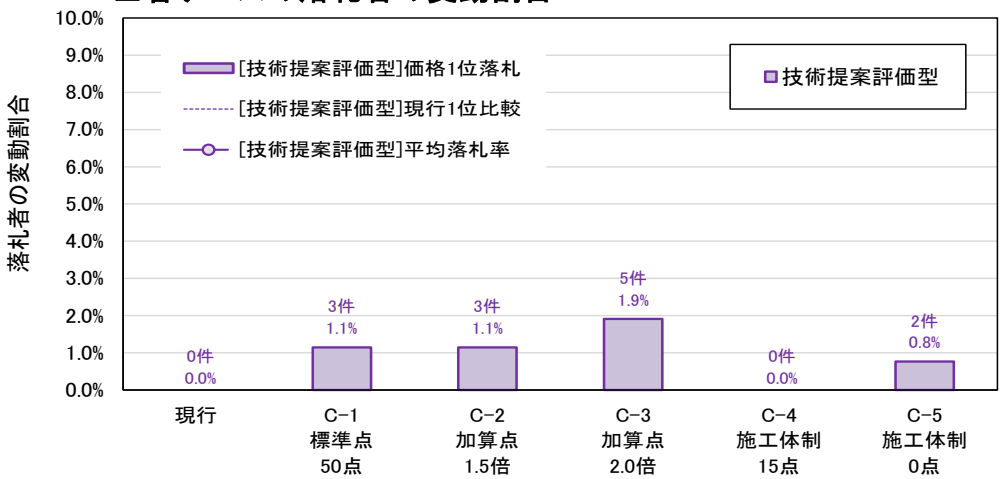

■各ケースの価格1位落札者の割合及び平均落札率

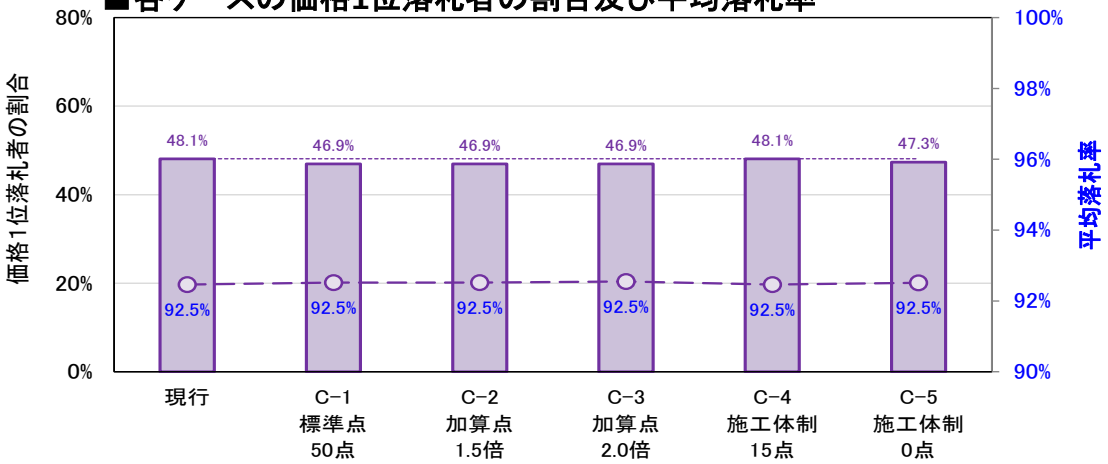

○標準点、加算点、施工体制評価点等を変えても、落札者や価格1位落札者等に大きな変動はない。

②競争参加者の応札行動を変容させるための取り組み

国土交通省

○過去の入札結果に対し、標準点の配分を変動させるシミュレーションの結果では、落札者の変動はごくわずか。

○これ以上の分析を行うためには、より技術点を重視した評価点の設定を行うことにより、受注者の応札行動（入札価格の設定）がどのように変容するかを確認することが必要。

○その際、技術提案テーマの設定にあたっては、提案内容が均質化しにくい設定となるよう留意。

【現行運用（技術提案評価S型の場合）】

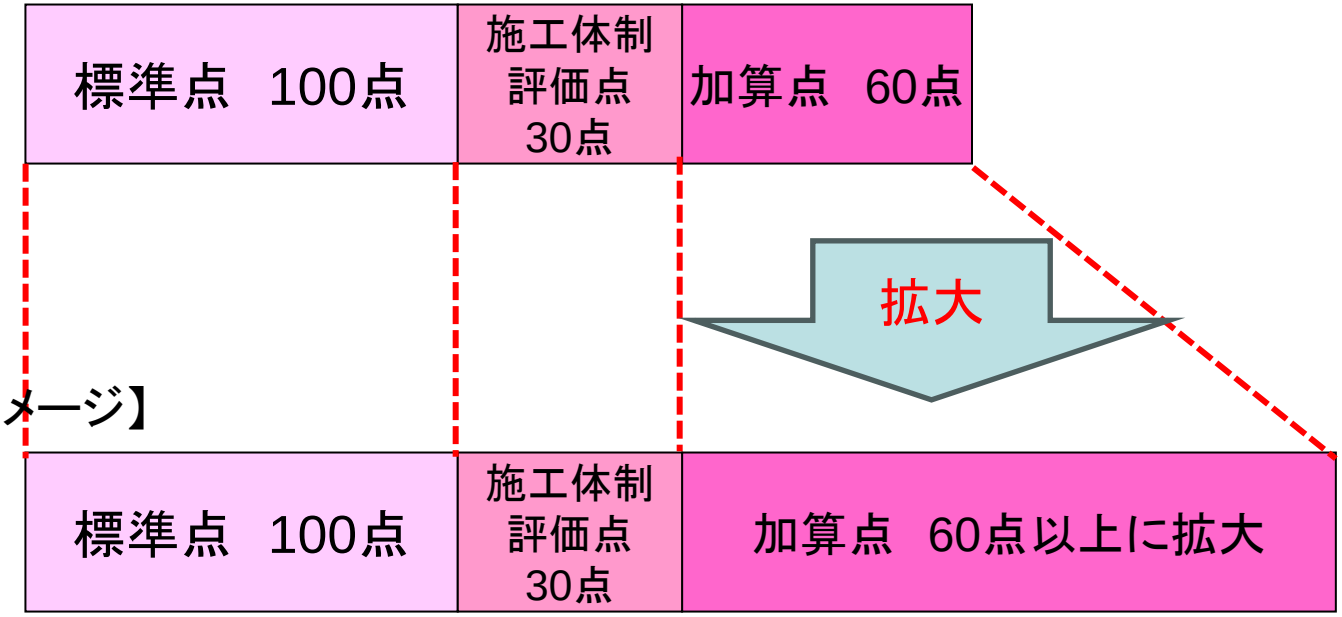

【試行イメージ】

※加算点の配点は今後検討

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律　概要

令和6年6月12日成立

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保	地域建設業等の維持	生産性向上
働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁	適切な入札条件での発注、災害対応力の強化	新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1．担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- 国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- 自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- 労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- 能力に応じた適切な処遇の確保
- 適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- 担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施

※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保

- 品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- 担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

2．地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- 地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- 災害対応経験者による被害把握
- 技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- 災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3．新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- 調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- 脱炭素化の促進　・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- 技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

4．公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- 発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- 維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- 国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- 指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- 測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- 測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

公共工事品確法におけるVFM(Value For Money)の記載

国土交通省

（基本理念）

第三条
12　公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

（発注者等の責務）

第七条　（略）
二　価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六　公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

VFMに基づく技術提案評価型S型の改良検討

国土交通省

【技術提案・交渉方式】

○発注者が仕様を確定できない工事の場合、技術提案・交渉方式を採用することにより、技術協力業務段階において、優先交渉権者の技術提案を踏まえて仕様を確定させながら、価格交渉を経て随意契約。

【技術提案評価S型】

○発注者が仕様を確定できる工事の場合には、技術提案評価S型が採用される。
ただし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらい。

○また、技術提案評価型S型は、仮設や工法の変更は認められておらず、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい。

○発注者が標準的な仕様（案）を確定できる工事においても、一定の仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果（便益）を、一定の範囲内で適切に費用計上できる仕組みを構築できないか。

○その際、技術提案テーマの設定にあたっては、品質向上に加え、「総合的に価値の最も高い資材等（新技術、CN 等）」に関する技術の活用や民間の技術開発を促し、好循環を生み出すVFM（Value for Money）の考え方を重視。

過去の類似の取り組み

国土交通省

○一部地整において、過去に、技術向上提案付加型として提案事項を当初契約に含めない試行を実施。
○技術向上提案付加型による提案内容について履行義務はなく、提案内容の実施するか否かは第三者委員会に諮った上で、発注者から受注者に通知を行い、実施する場合は契約後に設計変更で対応していた。

		地整による過去の取組み（技術向上提案付加型）	
	現行S型	技術向上提案付加型（制度）	（過去の事例）
工種	―	一般土木工事、橋梁上部工事	鋼橋上部工事
規模	工事の難易度と規模に応じる	WTO工事	予定価格 912,100,000 円
技術提案	（通常テーマ）のみ 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項 ※現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の提案、目的物の寸法、規格、仕様等、契約図書の変更となるような内容の提案については、評価対象外	（通常テーマ）に加え、（技術向上提案付加型テーマ）を設定 ※仮設、工法、目的物の変更も可能 ※技術向上提案付加型テーマの提案は予定価の1割を上限とし、概算費用も技術提案に記載する	①工事目的物の性能・機能の向上に関する事項 40点　5提案 ②構造物の維持管理・長寿命化に資する設計上工夫（設計上からの工夫に限定した提案） 20点　1提案 ※②の提案に関する費用は 90,000,000円（税抜き）を上限とする
技術提案に関する費用	入札価格に含む	・通常テーマに関する費用は入札価格に含む ・技術向上提案付加型テーマに関する費用は入札価格に含まない ただし、第3者機関に諮った上で、実施が決定された場合は、契約後に設計変更	同左
技術提案の履行義務	あり	なし ※技術提案を実施するか否かは、第三者委員会に諮ったうえで決定	同左

VFMに基づく技術提案評価型S型の検討（仮称：ＳＩ型）

国土交通省

○発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待される工事を対象に適用。
○仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
○提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

	施工能力評価型		技術提案評価型				
対象工事	技術的工夫の余地が少ない工事		技術的工夫の余地が大きい工事				
	Ⅱ型	Ⅰ型	ＳⅡ型（現行S型）	ＳＩ型（試行）	ＡⅢ型	ＡⅡ型 ※A型再整理	ＡＩ型
技術提案内容		簡易な施工計画	施工上の特定の課題等に対する工夫等	価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等	工事目的物の設計変更や高度な施工技術等	部分的変更 / 複数の有力案	通常案は満足できない
評価方法		簡易な施工計画を可・不可の二段階で評価	技術提案を点数評価				
	企業・技術者の能力等（実績）を点数評価						
予定価格	標準案に基づき作成			新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格に入れない	技術提案に基づき作成		

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

VFMに基づく技術提案評価型S型の検討（適用想定ケース）

国土交通省

○元設計では施工期間が約20週間要したが、現行S型では軽微な構造変更を伴う技術提案は求められないため、契約後に切土計画を変更した事例
○ＳＩ型により、軽微な構造の変更等の技術提案を可能にすることで、施工者の知見を活用して懸念事項の解決を図ることが可能となる

工種	法面安全対策工、坑口部掘削工
元設計の問題点	法面安定対策工として、鉄筋挿入工が考えられているが、必要工期と冬季施工が重なり、吹付ｹｺﾝｸﾘｰﾄの施工は実質不可能であった。 また全国的なﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工事の増加により年内中は施工班の手配ができない懸念あり。
変更内容	鉄筋挿入工の代替案として、早期に施工可能なﾄﾝﾈﾙ施工班・ﾄﾝﾈﾙ掘削機械（油圧ﾎｲｰﾙｼﾞｬﾝﾎﾞ）にて小口径長尺鋼管の打設を行う。

比較表	元設計 鉄筋挿入工（ﾛｰﾀﾘｰﾊﾟｰｶｯｼｮﾝ削孔）	変更内容 坑口部小口径長尺鋼管打設工（油圧ｼﾞｬﾝﾎﾞ削孔）
概要図	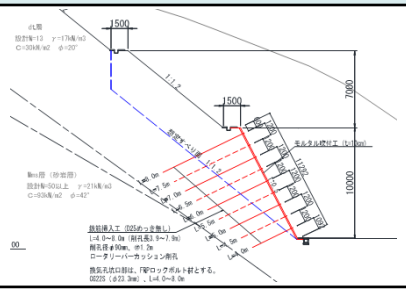	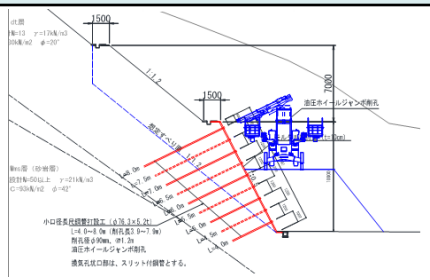
必要工期	降雪の影響を考慮した施工期間：約20週間	降雪の影響を考慮した施工期間：約 8週間
評価	9段階×各工種の施工となり、必要工期が長くなる。 又、各段階での施工性が落ちる。 降雪・上部法面の積雪の影響により、ﾓﾙﾀﾙ吹付け作業は冬季（1月～3月）の施工は実質不可能である。	法面対策工として、鉄筋挿入工の代替え案として、油圧ｼﾞｬﾝﾎﾞを使用して小口径長尺鋼管（φ76.3×5.2t 削孔径φ90）を打設する。鋼管打設は、機械、作業員もトンネル施工班で施工することができ、確実にかつ早期に施工を開始することができる。

仮称ＳＩ型の試行の狙いと期待される効果

国土交通省

【対象工事】

〇発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づいた仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事を対象とする。

【想定される適用工事（例）】

〇発注段階で標準仕様（案）は確定できるものの、施工業者が保有するノウハウや技術を採用することで、品質・環境・安全性等の更なる改善に繋げる。

→従来S型で発注していた工事のうち、比較的難易度が高い工事や一定の不確実性が考えられる工事を想定

※実際のテーマ設定に当たってはより具体化が必要

〇導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい「省人化に資する新技術・工法」や、「脱炭素に資する資材の活用」等の推進すべき政策課題。

⇒トンネル、橋梁、ダムなどの比較的大規模な工事を想定

【試行により確認すべき事項】

〇従来のS型では、提案し得なかった仕様等の変更提案により、品質・安全性・環境等の改善に繋げられたか。

〇従来のS型では、費用面等からで導入し得なかった「総合的に価値の最も高い資材等」の導入が可能となったか。

〇技術提案評価A型やECI方式で発注した場合と比較し、事務手続き負担は軽減されているか。

VFMに基づく技術提案評価型S型の検討

国土交通省

○技術向上付加型について、当時の発注者及び受注者にヒアリングを実施
○ＳＩ型について「提案の幅が広がる」（発注者）、「技術提案に関するコストをみてもらえるのは有効な提案につながる」という、有効的な意見が多かった

■受発注者に対する主なヒアリング結果

受注者	発注者	受注者A者（PC橋上部工事）	受注者B者（ダムトンネル関連工事）	C者（橋鋼上部工事）
通常のS型と比べた際の技術向上提案付加型の**有効性等**	●提案の幅が広がるため、メリットはあると感じている。当時のテーマとしては、長寿命化や品質確保等だった。今ではBIM/CIMなどのデータ管理方法や点検補修の効率化（施工上の工夫）についてのテーマも適しているのではないか	●技術提案にかかった費用は増額され、有効な提案につながる。もし受注者の技術提案の内容から変更があり、技術向上提案の金額が多少減額されてもメリットはある。 ●委員会等で認められて設計変更の対象となるので、有効性はある。	●技術提案に対して協議を実施してお金をもらえるというのはメリット。 通常のS型の場合は思い切った提案ができない場合もある ●今回の工事の技術向上提案が構造物の長寿命化だったので、技術提案の付加型のテーマにしたのは良かった。 ●発注者が一番気にしている課題をこの付加型テーマとすることで求める要求品質の技術提案ができると感じた。このような方式はどんどん進めて頂きたい。	●通常のS型だと自社の持ち出しが発生するが、採用された提案が設計変更の対象となるので、費用面ではありがたい。また、品質重視をしたくても費用を要するような案件に対し今回のような提案ができよかった。 ●安全・騒音・環境・工期短縮が必要な工事や、維持管理に関する工事に有効だと考える。 ●安全関係、騒音や環境関係はかなりコストがかかる。そのような工事では本方式であると金額を気にすることなく提案ができるのでありがたい。また、技術的に難しい工事（河川上施工、跨道部など）も有効であると考える。
通常のS型と比べた際の技術向上提案付加型の**留意点等**	●　提案数については通常の5つからさらに1つ増えるため受発注者ともに負担は大きくなる。 ●技術提案付加型は業者から独自性が強い提案が来るので発注者側としても評価をするのが大変だった	●契約後から施工において、提案内容については実施するが、委員会での議論（方針・費用対効果・設計等）の後に実施するので、検討を急ぐ必要があった。	●金額の設定が難しかった。また、オーバースペックの懸念など、余計な気苦労もある。評価基準・条件の明記は必要と考える。	●本方式への入札は初めてだったので何が評価されるのか分からない中、疑心暗鬼で対応。「1提案」というくくりがどこまでなのかがわからなかった。評価基準・条件の明記は必要と考える。
その他	現地条件や、地元調整の結果で条件が変わり、提案が履行出来なくなることも想定される。ＳＩは、照査後の条件確定後に契約変更するのがよい。			●テーマ50点、技術向上提案10点だと労力に対する評価割合が低くてやる気がなくなる。一方でテーマ30点、技術向上提案30点だと技術向上提案の割合も高くリスクを感じる。今回のようにテーマ40点、技術向上提案20点あたりがちょうどいい。

VFMに基づく技術提案評価型S型の検討

国土交通省

R6.6　発注者懇談会（システム部会）

○本日のご意見をふまえた制度検討・見直し

（令和6年度中）
・試行に向けた具体の運用、
対象工事の選定　等の検討

R7年度発注

○加算点の配分を増やした試行を実施。

○技術提案評価ＳＩ型の試行を実施。

R7以降

○仮称ＳＩ型及び加算点変更の試行についてフォローアップ調査（効果・課題の把握）、評価の実施

○「国土交通省直轄工事における総合評価方式の運用ガイドライン」、「公共工事における入札契約方式の適用に関するガイドライン」の改定

本格運用

技術提案評価A型の現状整理

技術提案評価型（A型）と技術提案・交渉方式フロー図

国土交通省

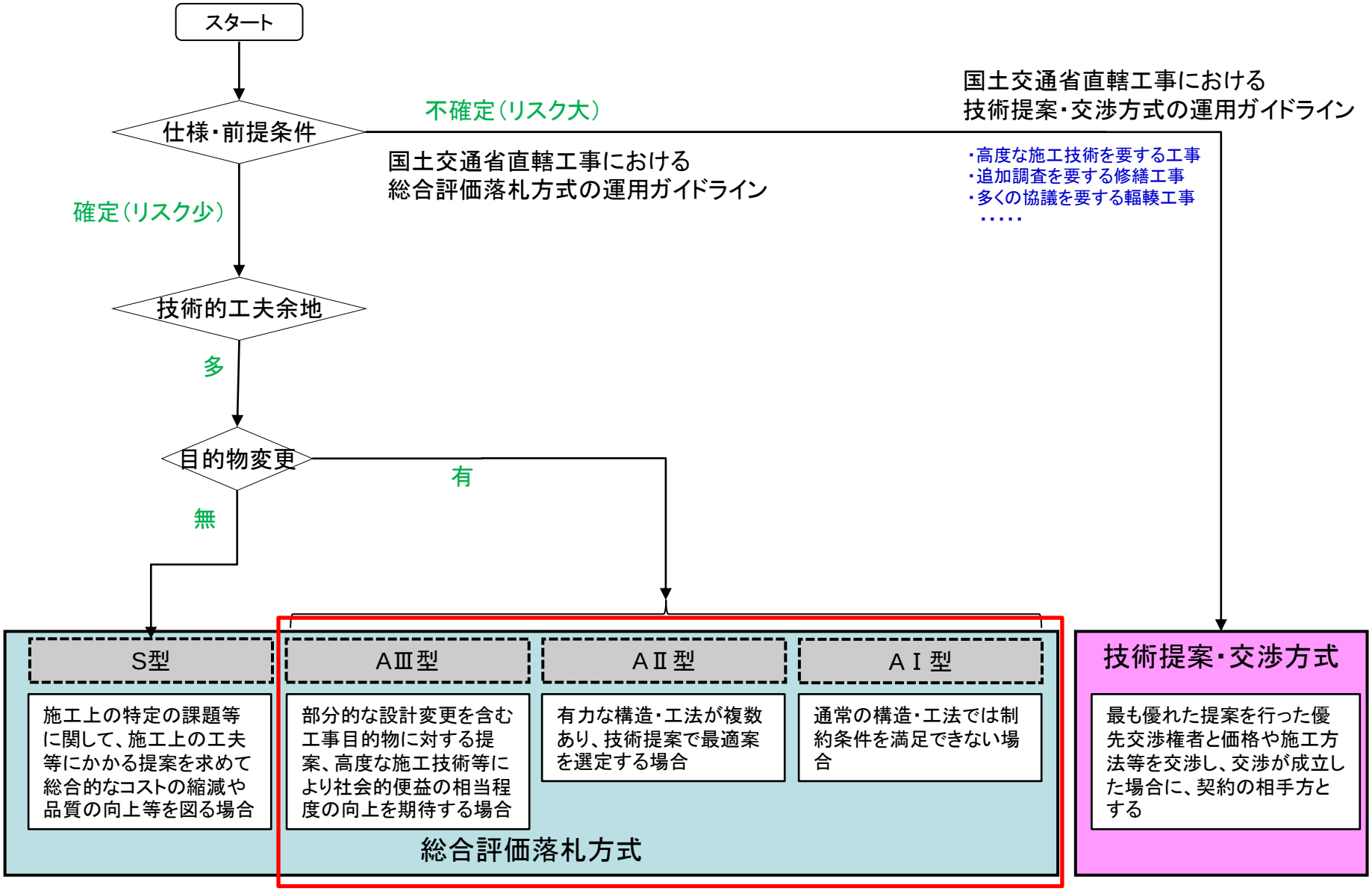

技術提案評価型（A型）の実施状況

再掲

○品確法成立（平成17年3月）：総合評価落札方式・高度技術提案型※ ⇒ 技術提案評価A型（設計・施工一括方式）
○品確法改正（平成26年6月）：技術提案の審査及び価格等の交渉による方式 ⇒ 技術提案・交渉方式
⇒ 手続の長さ、不慣れ、契約後の条件変更リスク等を背景に、技術提案評価A型件数は減少傾向

※現在は技術提案評価型（A型）に変更

技術提案評価A型、技術提案・交渉方式等の実施件数の推移

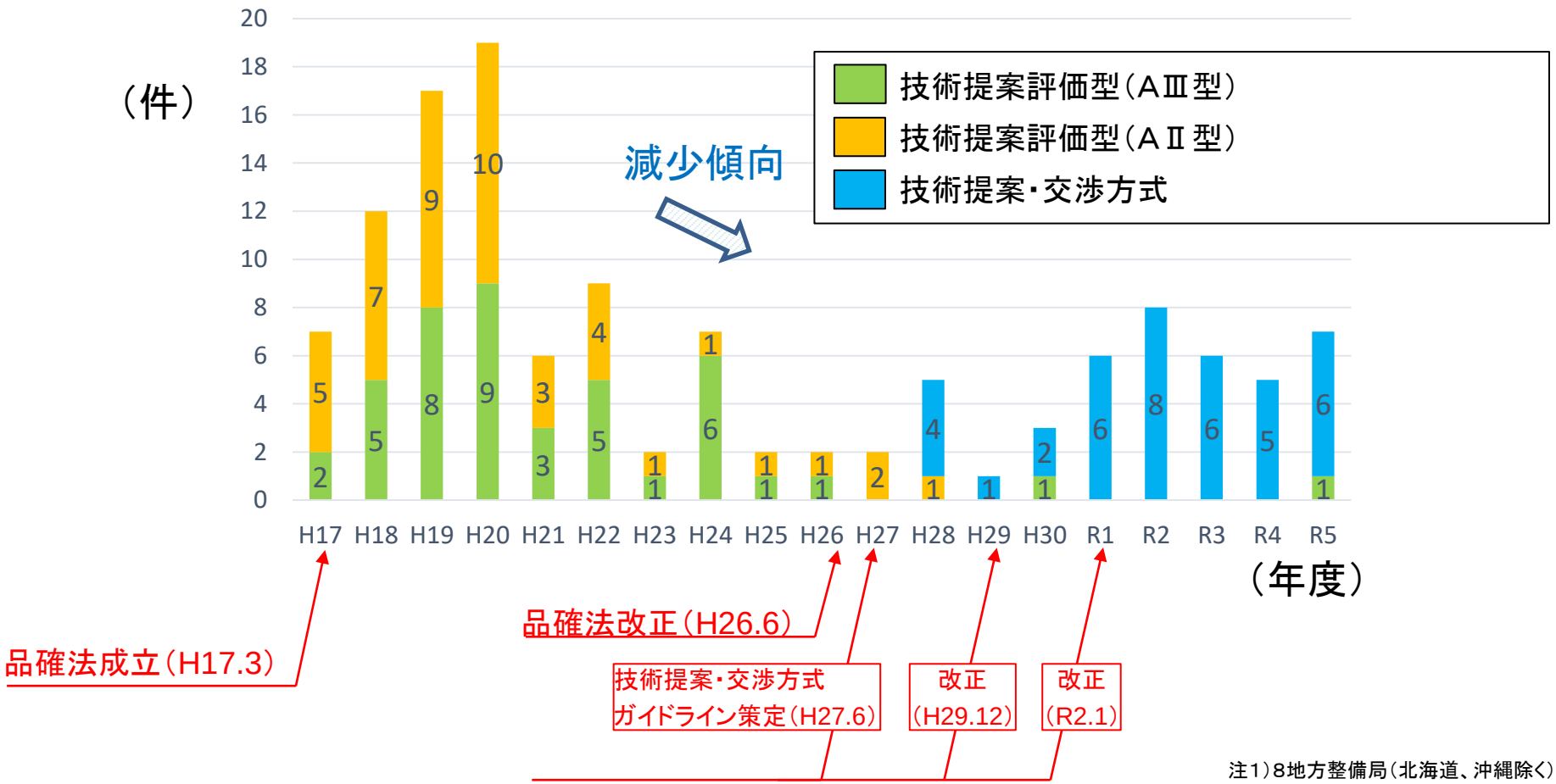

注1）8地方整備局（北海道、沖縄除く）
注2）港湾、空港関係を除く

技術提案評価型（A型）の実施工事分析

国土交通省

○S型に比べ、**A型発注工事では最低価格で落札者が決まる割合が多い**。
（落札者が最低価格の最低価格であった割合　‥　AⅡ型：62%、AⅢ型：78% ⇔ S型(WTO対象)：35%）
○A型発注工事では**最高得点者が落札する割合は少なく、高度な民間ノウハウが活かされていない**状況。
（落札者が最高得点の参加者であった割合　‥　AⅡ型：35%、AⅢ型：52% ⇔ S型(WTO対象)：85%）
○A型では、最低価格の契約で低入札の契約の割合も多い。（S型では低入札の場合、多くが辞退）

【A型】技術評価点1位者が落札する割合が少ない

【S型】技術評価点1位者が落札する割合が多い

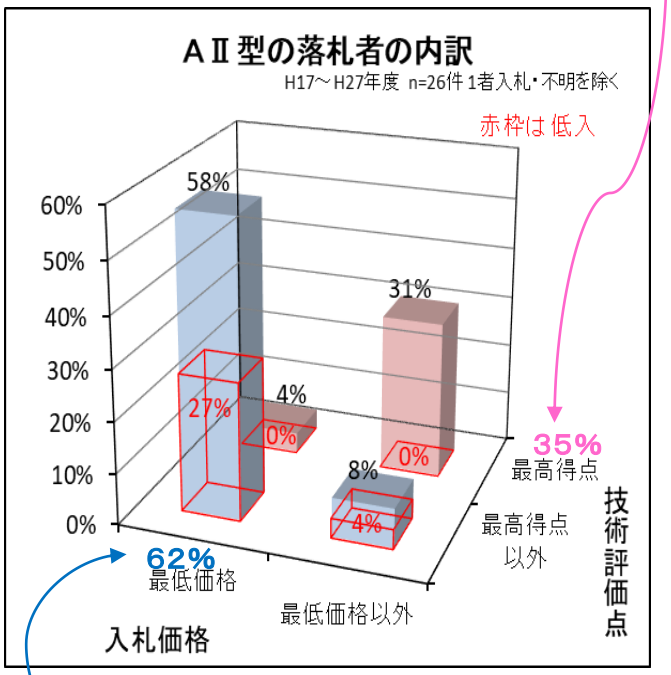

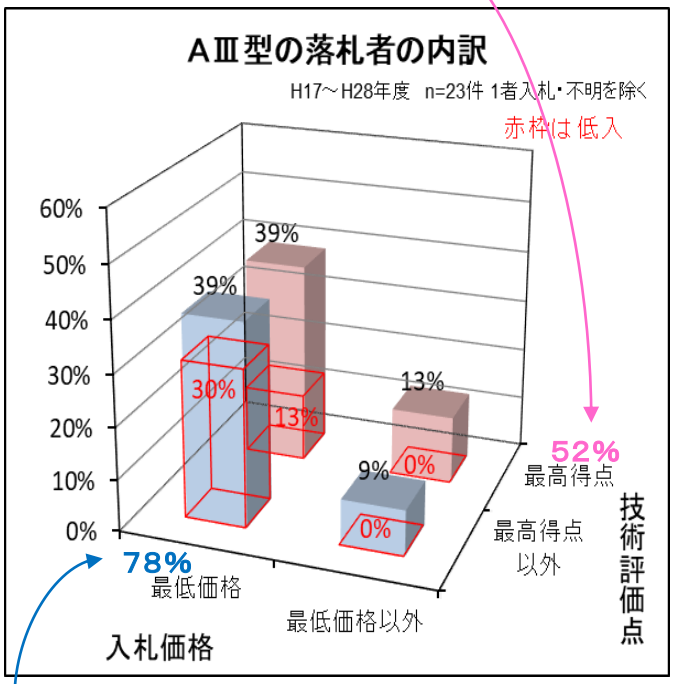

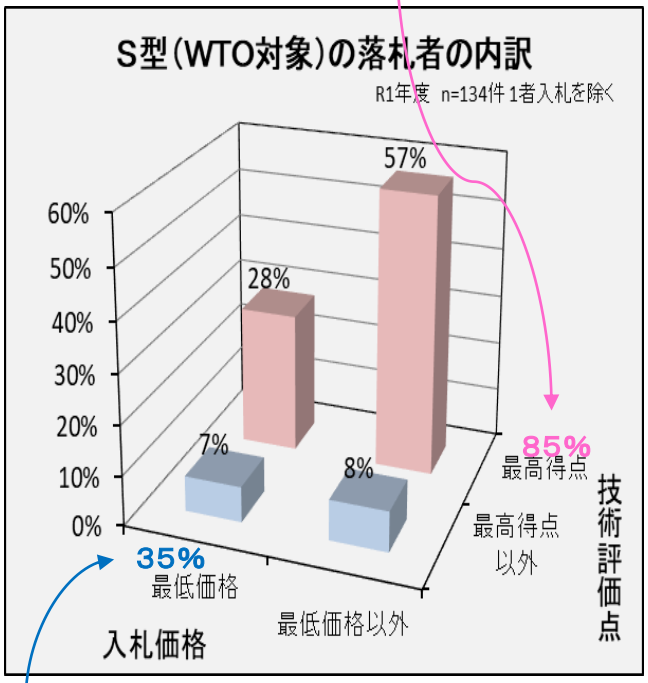

【A型】最低価格者が落札者となる割合が多い

【S型】最低価格者が落札者となる割合が少ない

※対象：国交省直轄工事（港湾空港関係を除く）のうち入札結果の詳細を確認できた工事。（年度、件数等はグラフ中に記載）

技術提案評価型（A型）のリスク発生状況

国土交通省

- ○ 国土交通省直轄の総合評価落札方式・技術提案評価A型工事を対象に調査
- ○ A型の約8割でリスクが発生しており、AⅡ型23件（橋梁13件、トンネル10件）、AⅢ型3件分（トンネル3件）の発注者、受注者へのアンケート、ヒアリング記録よりリスク事例を抽出。
- ○ リスクは、設計図書と異なる、あるいは入札時に想定していなかった自然条件・社会条件等の発生（工事費や工期が契約変更の対象にならなかった場合を含む）と定義。

リスクが発生したA型（旧高度技術提案型）のリスク内容の内訳

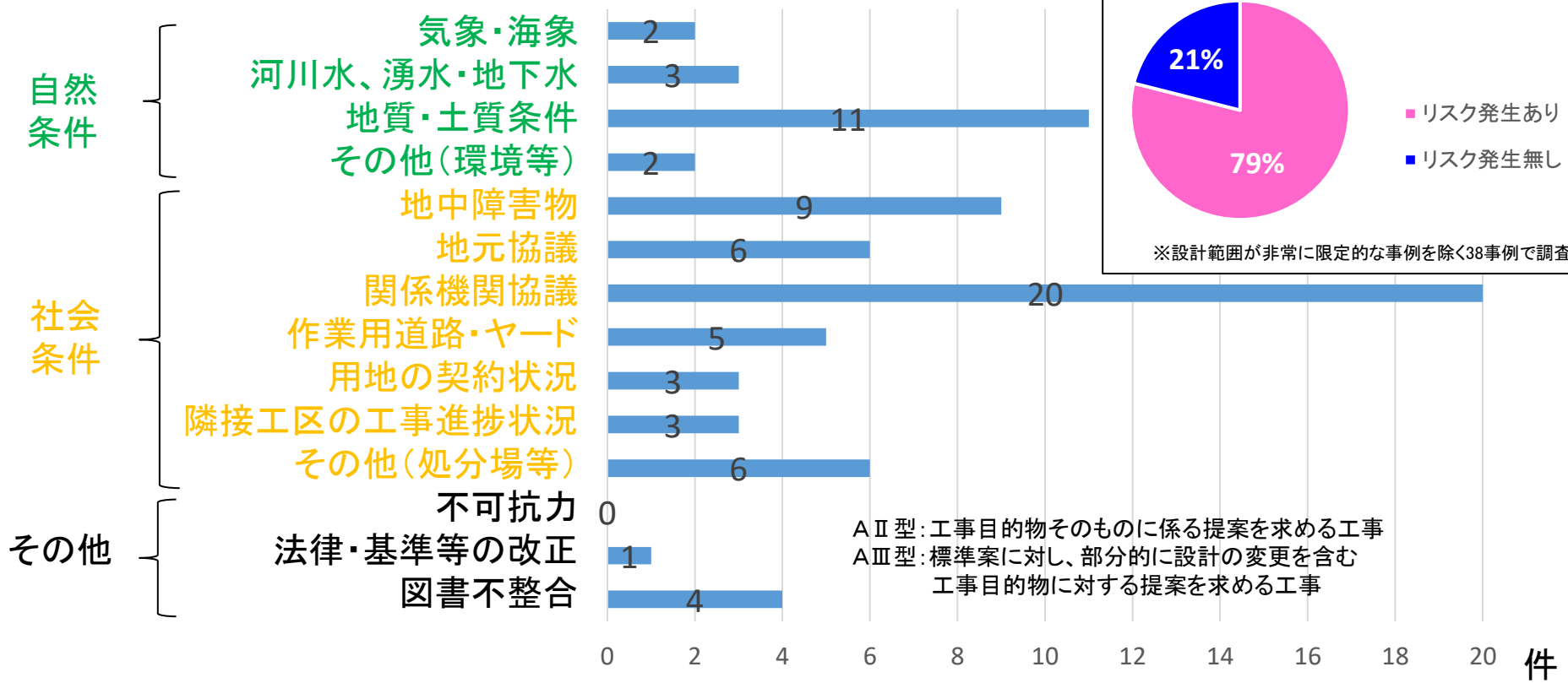

※1つの工事で複数のリスクが発生した場合はそれぞれのリスク事象に計上

技術提案評価型（A型）、ECI方式の比較

国土交通省

○技術提案・交渉方式では価格競争プロセスがないものの、不確実性の高い工事でも工事契約前のリスクへの対処が可能。

	A型	技術提案・交渉方式
公告前	・専門部会の開催等の**発注者の負担が大きい**	・A型と同様に、専門部会の開催等の**発注者の負担が大きい**
応札段階	・技術提案に履行義務が課されるため、**協議を伴う内容等は提案できない**。応札者の負担は大きい。	・協議を伴う内容も含めた**幅広な技術提案が期待できる**。応札者の負担はA型同様に大きい。
評価	・**技術提案、工事価格をもとに総合評価で落札者を決定**する。 ・応札者ごとに調査基準価格の設定する場合があり、**発注者の積算作業が膨大**	・**技術提案をもとに、優先交渉権者を選定**する。技術協力業務（設計）後の**価格交渉により工事価格が決定する**。 ・**複数の調査基準価格作成は不要**。
不確実性への対処	・応札者は、入札前に膨大な検討を実施する一方で、関係機関協議等は工事契約後にしか対応できず、結果として設計変更になる可能性もあるため、**不確実性の高い工事には不向き**である。	・技術協力業務（設計）段階での追加調査や協議等が可能であるため、**工事契約前のリスク対処が可能**であり、**不確実性の高い工事でも契約後の変更（増額）抑制が期待できる**。

赤字：改善点、 青字：課題点、留意点

総合評価落札方式の検討・改正の方向性

国土交通省

見直し

施工能力を評価する ← → 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する

	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	求めない（実績で評価）	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法		可・不可の二段階で審査	点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施（施工計画の代替することも可）	WTO対象工事は必須、それ以外は必要に応じて実施	必須		
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施※	競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討			
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	AⅢ型	AⅡ型	AⅠ型

工事の実情に応じた各種の試行を推進し、
一般競争・総合評価落札方式によらない
発注を増加
⇒競争性を確保した随意契約、
指名競争方式 等

高い技術力を持つ企業・提案を適切に評価する方策（SⅠ型）の制度検討

・技術提案・交渉方式の活用拡大を志向
・SⅠ型の活用

「公共工事における入札契約方式の適用に関するガイドライン」及び
「国土交通省直轄工事における総合評価方式の運用ガイドライン」改正

※併せて、DX・データマネジメントの推進による入札契約手続きの簡素化を実施